

# 「火山防災対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【勧告先】内閣府 【勧告日】令和4年9月9日 【回答日】令和6年6月18日（改善状況は令和6年5月31日現在）

## ！ 背景と目的

- ◇ 平成26年の御嶽山噴火の教訓等を踏まえ、登山者や観光客も含めた警戒避難体制を整備（※）するため、27年に活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）が改正。ホテル、ビジターセンター等の登山者等が集まる拠点の施設に対し、利用者の安全確保のための計画作り、訓練実施が義務付け
- ※ 現在、49火山、23都道府県の179市町村（延べ202市町村）が火山災害警戒地域に指定
- ◇ 火山防災対策を一層推進する観点から、火山現象の多様性や火山ごとの個別性を踏まえつつ、国における火山防災対策の推進状況、地方公共団体における火山防災対策の取組状況を調査

内閣府に対し、以下の事項を勧告

- ① 改正活火山法の趣旨・目的、避難確保計画の作成に係る必要性・重要性等を周知徹底すること。
- ② 避難確保計画の作成支援に係る課題等を把握・分析し、計画作成を進捗させること。
- ③ 避難訓練の実施に係る課題等を把握・分析し、具体的な支援を実施すること。

## ✓ 改善措置

### ✓ 勧告を踏まえた内閣府の取組例

- ・ 火山防災協議会の構成機関等が出席した各種会合において、①総務省の勧告について周知、各地方公共団体等の取組事例を共有、②避難確保計画の役割や火山防災エキスパート制度等の支援について説明、③「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」を紹介
- ・ 年2回実施している地方公共団体への取組状況調査の結果を踏まえ、個別に地方公共団体の取組をフォローアップ
- ・ 火山防災訓練の実施検討支援を行い、訓練で得られた成果も活用して「地方公共団体等における火山防災訓練の企画・運営ガイド」及び「地方公共団体等における火山防災訓練の取組事例集」を作成・公表

### ✓ 避難促進施設の位置付け、避難確保計画の作成の進捗状況（R3.9 → R5.9） ※市町村数・施設数は延べ数

- ・ 避難促進施設の位置付けに係る検討が済んだ市町村（検討の結果、該当施設なしを含む。）：103市町村/202 → 131市町村/202
- ・ 避難確保計画を作成済みの避難促進施設：378施設/477 → 498施設/598

# 1 避難促進施設の指定及び避難確保計画の作成状況

## 制度の概要

- ◇ 火山災害警戒地域に指定された市町村は、警戒地域内にある集客施設等（ホテル、ビジターセンター等）で、火山現象の発生時における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを「避難促進施設」として指定することが義務付け
- ◇ 指定された避難促進施設は、避難訓練その他火山現象の発生時における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する「避難確保計画」を作成することが義務付け

## 勧告（調査結果）

内閣府は、改正活火山法に定められた避難促進施設の指定や避難確保計画の作成に関する市町村等の取組が十分に進捗していない状況等を踏まえ、市町村等に対し、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 改正活火山法の趣旨・目的、避難促進施設の指定や避難確保計画の作成に係る必要性・重要性等に関する周知徹底を図ること。

### <調査結果>

#### 【全国の状況】

- 避難促進施設の指定状況（R3.9時点）
  - ・未指定率：49.0%（延べ202市町村のうち99）
- 避難確保計画の作成状況（R3.9時点）
  - ・作成率：51.9%（避難促進施設指定済み52市町村のうち27）
- 近年の火山活動状況別の計画作成率（R3.9時点）
  - ・直近20年間に噴火した10火山：89.5%
  - ・上記10火山及び離島9火山を除く30火山：46.9%

## 改善措置状況

- 「火山防災協議会等連絡・連携会議<sup>※1</sup>」において、総務省の勧告について周知

※1 各火山防災協議会の構成機関や他の火山地域の関係機関、火山専門家等で構成され、毎年度開催。火山防災に係る優良事例や教訓等を共有するとともに、共通課題について連携して解決策を検討

- 各種会合において、避難促進施設や避難確保計画の役割、計画作成の手引や火山防災エキスパート制度<sup>※2</sup>などの支援等について説明

※2 行政機関等で火山噴火対応に当たり、主導的な役割を担った経験のある実務者を各地域に派遣し、地方公共団体等の職員育成、訓練企画、地域防災計画や火山防災マップの作成などをサポートする制度

- 都道府県に対し、令和5年における活火山法の改正趣旨<sup>※3</sup>を域内市町村に周知するよう依頼

※3 令和5年の改正では、避難確保計画の作成が十分に進捗していない状況に鑑み、市町村長が、避難促進施設の所有者等に対して避難確保計画の作成に係る援助を行う旨を法律で規定

# 1 避難促進施設の指定及び避難確保計画の作成状況

## 勧告（調査結果）

- ② 市町村等における避難確保計画の作成支援に係る課題等を適切に把握・分析し、その結果を踏まえ、専門的な知識やノウハウの提供、計画作成後のフォローアップなどにより、避難確保計画の作成を進捗させること。

### <調査結果>

#### 【調査対象火山の取組状況】

- 地方公共団体のノウハウ不足などにより、施設への支援が十分に行えず、避難確保計画の作成等が進んでいない例あり
  - ・ 磐梯山の関係3市町村におけるいずれの施設でも計画は未作成。施設側は、自ら計画を作成することは困難として行政による支援等を要望
  - ・ 白山ではいずれの施設でも計画作成済み。ただし、
    - i) 関係機関が避難誘導で連携することとしている相手施設側の計画に、関係施設との連携について記載がないなど、有事の際に機能しないおそれがある例あり
    - ii) 市町村が主体的に計画を作成したが、共有されていないために施設側が避難促進施設に指定されていること自体を認識していない例あり

## 改善措置状況

- 避難促進施設に関する取組状況調査（内閣府実施）を通じて把握した課題を踏まえ、以下のような個別のフォローアップを実施
  - ・ 避難促進施設の選定等に苦慮している地方公共団体に対し、候補施設の抽出を支援
  - ・ 避難確保計画の作成支援を行う上で知識不足や施設の理解が得られない等の課題がある地方公共団体に対し、計画作成の手引等や火山防災エキスパート制度の活用を促すとともに他地域の取組事例を共有
- 地方公共団体等への火山防災訓練実施検討支援の際に、訓練に参加する施設の避難確保計画の内容の確認・助言等を実施。訓練実施後は、振り返りや計画検証を促し、実効的な計画作成を推進

# 1 避難促進施設の指定及び避難確保計画の作成状況

## 勧告（調査結果） ※再掲

- ② 市町村等における避難確保計画の作成支援に係る課題等を適切に把握・分析し、その結果を踏まえ、専門的な知識やノウハウの提供、計画作成後のフォローアップなどにより、避難確保計画の作成を進捗させること。

### <調査結果>

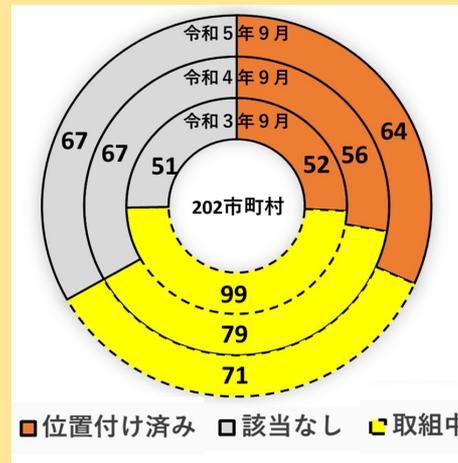
#### 【調査対象火山の取組状況】

- 地方公共団体のノウハウ不足などにより、施設への支援が十分に行えず、避難確保計画の作成等が進んでいない例あり
  - ・ 磐梯山の関係3市町村におけるいずれの施設でも計画は未作成。施設側は、自ら計画を作成することは困難として行政による支援等を要望
  - ・ 白山ではいずれの施設でも計画作成済み。ただし、
    - i) 関係機関が避難誘導で連携することとしている相手施設側の計画に、関係施設との連携について記載がないなど、有事の際に機能しないおそれがある例あり
    - ii) 市町村が主体的に計画を作成したが、共有されていないために施設側が避難促進施設に指定されていること自体を認識していない例あり

## 改善措置状況（参考）

### （参考）取組状況調査の結果から把握された進捗状況

図1 火山災害警戒地域の市町村における避難促進施設の位置付け等の状況

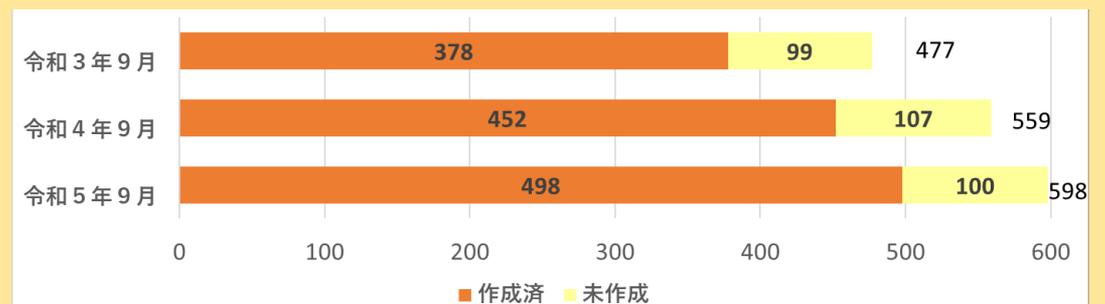


【R5.9時点（左図の一番外側の円）】

火山災害警戒地域の市町村（延べ202市町村）のうち

- 位置付けに係る検討済み：131（約65%）
  - ・ 位置付け済み：64
  - ・ 該当なし：67
- ※「該当なし」は、避難促進施設の位置付けについて検討した結果、該当する施設が市町村に存在しないものをいう。
- 取組中（協議中等を含む。）：71（約35%）

図2 避難促進施設における避難確保計画の作成状況



※避難促進施設数は延べ数

## 2 避難訓練の実施状況

### 制度の概要

- ◇ 災害対策基本法において、市町村等は、法令又は防災計画に基づき、それぞれ又は他の行政機関等と共同して、防災訓練の実施が義務付け
- ◇ 活火山法においても、市町村地域防災計画に「避難訓練の実施に関する事項」を定めることが義務付け

### 勧告（調査結果）

内閣府は、各市町村における「避難計画」の実効性を確保するため、避難訓練の実施に係る課題等を適切に把握・分析し、その結果を踏まえ、訓練の実施が困難となっている市町村等に対して、専門的な知識やノウハウの提供、広域的な訓練の実施に係る支援など具体的な支援を実施する必要がある。

#### <調査結果>

##### 【避難訓練実施に係る課題・意見要望】

- 単独の市町村による訓練は、専門的な知識やノウハウがないため、実施が困難である。
- 住民や登山者等を含めた避難訓練に係る災害想定や計画を策定するのが難しいため、実際に活用された訓練シナリオ等を提供してほしい。

##### 【内閣府による支援状況】

- 内閣府は、地方公共団体等の要請に基づき、火山防災エキスパートを派遣しているが、活火山法改正以降の支援実績は4火山（5例）にとどまる。

### 改善措置状況

- 火山地域の特性等が異なるモデル地域を対象に、各地域の課題を踏まえ、火山防災訓練の実施検討支援を実施<sup>※1</sup>  
支援から得られた成果も活用し、「地方公共団体等における火山防災訓練の企画・運営ガイド<sup>※2</sup>」及び「地方公共団体等における火山防災訓練の取組事例集<sup>※3</sup>」を作成・公表

※1 R4年度：山梨県（富士山）、釧路市（雌阿寒岳）

R5年度：福島県（安達太良山・磐梯山）、大分県（鶴見岳・伽藍岳）

※2 訓練の企画等に当たって検討すべき事項を整理し、検討の流れに沿って基本的な考え方やポイントなどを提示したガイド

※3 地方公共団体等が実施した火山防災訓練について、企画・実施段階での悩みや課題、訓練の成果等を、火山ごとに取りまとめて掲載した事例集

- 令和5年改正活火山法の公布に際し、都道府県に対し、「火山防災の日」における防災訓練等の実施について域内市町村に周知するよう依頼
- 「防災訓練に係るグループ会合<sup>※4</sup>」において、基礎的な事項に関する講義のほか、各地域における取組事例を共有

※4 火山防災協議会の構成機関の地方公共団体職員等を対象に開催

## 【参考】火山災害警戒地域の地方公共団体等に対する追加調査結果

- 今回のフォローアップに当たり、火山防災対策に取り組む地方公共団体及び避難促進施設に対し、現在の取組状況についてヒアリング調査を実施（令和5年10月）
- 近年、噴火活動が活発でない火山を中心に、調査対象を以下のとおり選定
  - ①八甲田山：有史以降、噴火なし 【調査対象】青森県、青森市、十和田市
  - ②乗鞍岳：約500年前に水蒸気噴火あり 【調査対象】長野県、松本市、岐阜県、高山市、避難促進施設（1）
- 調査対象に対し、避難促進施設の指定状況、避難確保計画の作成状況、火山現象を想定した避難訓練等の実施状況、内閣府による支援等についてヒアリング

### <調査結果>

#### 避難促進施設の指定

- ・ 避難促進施設の追加指定を検討しているが、設備等を整えることが負担であるとの理由から施設側の理解を得られていない状況である。

#### 避難確保計画の作成

- ・ 避難促進施設の避難確保計画は未作成だが、県内の別の火山への対応が急務となっており、そちらが一段落した後に、施設とともに避難確保計画の検討を進める予定である。
- ・ 以前、別の火山における避難確保計画の作成の際、施設側の主体性がなく、市町村が大半を作成しなくてはならず大変だった。一方で、その際、県単位で検討が困難な事項について、内閣府から助言があり、役に立った。  
また、避難促進施設から避難する際に利用する道路が蛇行しているため、車で避難する場合は交通渋滞が予想されるが、残りの避難手段が徒歩しかなく、安全圏までの避難に時間を要することから、どちらの手段を推奨するかの判断が難しいと感じた。
- ・ 避難確保計画、資器材等については各施設が確認し代表施設（民間の指定管理業者）に報告、更新があれば代表施設から各施設に周知されることになっている。代表施設と言っても民間の指定管理業者であり、施設間で連絡を取り合うことは難しい。こうした報告は行政機関に対して行う方がよいと感じた。

# 【参考】火山災害警戒地域の地方公共団体等に対する追加調査結果

## ＜調査結果＞（続き）

<b>火山現象を想定した避難訓練等の実施</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 実働訓練を企画するに当たり、この火山がこういった噴火形態をたどるか想定しづらいため、どのようなシナリオにしたらよいかが分からない。</li><li>・ これまで火山の噴火を想定した訓練を企画・実施、参加したことがないため、ノウハウがない。<u>観光地でもあり、訓練を実施するとなれば関係機関の範囲、実施時期、実施場所などの調整が大変になると考えられる。</u></li><li>・ 被害想定が住民の居住エリアにも及んでいるが、住民のリスクの認識が低く、<u>地域として訓練をやるとういう機運が醸成されておらず、行政側から訓練の実施を呼び掛けづらい。</u></li><li>・ 避難確保計画に基づく避難訓練について、<u>市に対して訓練の実施報告がない施設がある。</u></li><li>・ 施設側が個別に訓練を実施している中、<u>他施設との合同訓練も実施しようと声掛けしているものの、施設間で温度差があり、連携が難しい。</u></li><li>・ 訓練開始後の一連の状況を代表施設に報告することになっているが、訓練では想定以上に報告に時間を要した。<u>発災した状況下での迅速性・確実性を考えると、状況の集約や情報伝達は施設間で行うのではなく、行政機関と直接行う等の検討が必要である。</u></li><li>・ 施設にとっては、訓練に際して指導や助言があると助かる。例えば、<u>運輸安全マネジメントのような制度的な担保がなければ訓練を実施しようとは思わないのではないか。</u></li></ul>
<b>企画・運営ガイド及び取組事例集の活用</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ガイドや取組事例集については認識しており、今後活用していきたい。<u>山によって特性が違うので、今後、噴火形態ごとに分けて作成してほしい。</u></li></ul>
<b>火山防災エキスパート制度の活用</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 防災を専門とする職員が少ない中、何とか日頃の業務をこなしている状況である。<u>火山防災エキスパート制度の存在は把握しているものの、こういった課題に対してどのように派遣してほしいか等を検討できていない。</u></li></ul>

今後の取組の参考に資するよう、内閣府に対して追加調査の結果を提供

## 火山防災対策に関する行政評価・監視の 結果に基づく勧告に対する改善措置状況（1 回目のフォローアップ）の概要

### 【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 令和 2 年 9 月～4 年 9 月
- 2 対象機関 調査対象機関：内閣府、総務省（消防庁）、国土交通省、環境省  
関連調査等対象機関：都道府県（6）、市町村（18）、関係施設等（11）

【勧告日及び勧告先】 令和 4 年 9 月 9 日 内閣府

【回答年月日】 令和 6 年 6 月 18 日 内閣府 ※ 改善状況は令和 6 年 5 月 31 日現在

### 【調査の背景事情】

- 平成 26 年 9 月に発生した御嶽山（長野県及び岐阜県）における噴火災害の教訓、火山災害の特殊性などを踏まえ、活動火山対策の強化を図るべく、翌 27 年に活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号。以下「活火山法」という。）が改正された。
- 御嶽山の噴火では、予測困難な水蒸気噴火が突如発生し、火口周辺にいた多くの登山者が被災した。当該噴火の教訓として、登山者も対象とした警戒避難体制の整備等の様々な火山防災対策に関する課題が改めて認識された。
- 上記改正においては、登山者等の不特定かつ多数の者が利用する施設（以下「集客施設」という。）や主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）の管理者等による避難確保計画の作成などが新たに活火山法に定められた。
- 改正活火山法においては、これらの新たに措置された内容により、火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）における住民に加え、登山者及び観光客も対象とした警戒避難体制の整備を図り、ハード・ソフト両面から火山防災対策を推進することとされている。
- 本行政評価・監視は、火山防災対策を一層推進する観点から、火山現象の多様性や火山ごとの個別性を踏まえつつ、国における火山防災対策の推進状況、関係地方公共団体における火山防災対策の取組状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

勧告事項等	内閣府が講じた改善措置状況
<p><b>1 避難促進施設の指定及び避難確保計画の作成状況</b> (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>内閣府は、改正活火山法に定められた避難促進施設(注)の指定や避難確保計画の作成に関する市町村等の取組が十分に進捗していない状況等を踏まえ、市町村等に対し、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 改正活火山法の趣旨・目的、避難促進施設の指定や避難確保計画の作成に係る必要性・重要性等に関する周知徹底を図ること。</p> </div> <p>(注) 「避難促進施設」とは、警戒地域内に立地している集客施設や要配慮者利用施設で、滞在者(施設利用者)を避難させる必要があるものとして市町村地域防災計画に定められた施設を示す。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 活火山法第6条第1項第5号において、市町村防災会議(注)は、警戒地域内にある集客施設及び要配慮者利用施設について、火山現象の発生時における当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合、当該施設の名称及び所在地を市町村地域防災計画に定めることとされている。</p> <p>(注) 当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するために置かれるものである(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第1項)。</p> <p>○ 活火山法第8条第1項において、避難促進施設の所有者又は管理者は、避難訓練その他火山現象の発生時における当該施設利用者の円滑かつ迅</p>	<p>→ 内閣府等は、</p> <p>i) 「火山防災協議会等連絡・連携会議(第11回)」(令和4年11月10日オンライン開催・289人の申込み。以下「連絡・連携会議」という。)(注1)での、全国の火山防災協議会の構成機関等に対する「火山防災対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告(概要)の資料の共有及び内容の周知や、火山地域における取組事例(避難促進施設における避難確保計画作成の取組、避難促進施設と連携した火山防災訓練等)の共有</p> <p>ii) 火山防災協議会の構成機関を対象に実施する地域グループ等の会合(「登山者や観光客等の避難対策に係るグループ会合」(令和5年2月28日オンライン開催・182人の申込み)、「新任者等グループ会合」(令和5年5月9日オンライン開催・180人の申込み、令和6年5月21日オンライン開催・261人の申込み)での、避難促進施設及び避難確保計画の概要や避難確保計画の役割、「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き(第4版)」(令和4年3月内閣府(防災担当)。以下「避難確保計画作成の手引き」という。)の内容の説明など、避難確保計画作成の必要性・重要性や、火山防災エキスパート制度(注2)などの支援等について説明、周知を行った。</p> <p>(注)1 内閣府等が、各火山防災協議会の構成機関、他の火山地域の関係機関、火山専門家、火山防災エキスパート等との間で、火山防災に係る優良事例や教訓等を共有するとともに、火山防災対策を進める上での共通課題について連携して解決策を検討するため、毎年度開催している会議</p>

勧告事項等	内閣府が講じた改善措置状況
<p>速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成しなければならないとされている。</p> <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国の警戒地域の市町村における避難促進施設の指定状況をみると、令和3年9月時点では、延べ202市町村のうち、99市町村（49.0%）が未指定となっている。 （このほか、指定済みが52市町村、指定について検討したが、該当する施設が市町村に存在しないものが51市町村）</li> <li>○ 避難促進施設指定済みの延べ52市町村のうち、市町村内の全施設で避難確保計画を作成済みのものは27市町村（51.9%）にとどまる。</li> <li>○ 近年火山活動が活発化している火山（直近20年間に噴火した10火山）では、避難確保計画の作成率が89.5%（209施設のうち187施設）となっており、取組が進捗している状況がみられた。一方、それ以外の39火山のうち、離島にある9火山を除いた30火山では、作成率が46.9%（390施設のうち183施設）にとどまる。</li> </ul>	<p>2 各地方公共団体における火山防災対策全般に対する支援を目的とし、火山防災対応で主導的な役割を担った経験のある実務者を火山防災エキスパートや火山災害対応経験者として各地域に派遣し、噴火災害に備えて、地方公共団体等の職員育成、各火山地域における地域防災計画や火山防災マップの作成などをサポートする制度。平成21年9月から内閣府が運用</p> <p>また、活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第60号）の公布に際し、各都道府県知事宛てに「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律について」（令和5年6月20日付け府政防第2780号内閣府政策統括官（防災担当）通知。以下「政策統括官（防災担当）通知」という。）を発出し、令和5年における改正の趣旨（「避難確保計画の作成等に係る市町村長による援助等について」（注3）を含む。）について、都道府県内市町村に周知するよう依頼した。</p> <p>さらに、火山防災強化市町村ネットワーク（注4）が構成市町村に対して発行している「NEWSLETTER 第20号」（令和5年6月）を通じて、令和5年における改正の趣旨や内閣府の支援等について周知を図った。</p> <p>（注）3 市町村長による避難促進施設の所有者又は管理者に対する避難確保計画の作成に係る援助については、「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行について」（平成27年12月24日付け府政防第1122号内閣府政策統括官（防災担当）通知。以下「施行通知」という。）にも記載されているが、避難確保計画の作成が十分に進捗していない状況に鑑み、今回、法律上、改めて規定された。</p> <p>4 広く国内の火山地域の地方公共団体間で情報共有を図るとともに、国に対して火山防災対策の強化を働き掛ける連携体制。警戒地域に指定されている179市町村のうち、168市町村（令和5年7月現在）が参画し、鹿児島市長が会長を務める。</p>

勧告事項等	内閣府が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>② 市町村等における避難確保計画の作成支援に係る課題等を適切に把握・分析し、その結果を踏まえ、専門的な知識やノウハウの提供、計画作成後のフォローアップなどにより、避難確保計画の作成を進捗させること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 施行通知では、避難促進施設に対する市町村の支援に関して、市町村長は、施設所有者等に対して必要な助言や情報提供をすることによる避難確保計画作成・実施の支援や、施設所有者等から報告を受けた際に取組が不十分な場合には助言・勧告を行うことで、実効性の高い避難確保計画とすることが重要であるとされている。</p> <p>○ また、内閣府では、避難確保計画の作成に関する支援として、避難確保計画作成の手引きや避難確保計画作成の解説資料を作成し、施設が計画を作成する際の留意点やひな形などのほか、同府が令和元年度から3年度までにおいて地方公共団体と共同で作成した避難確保計画の参考事例(全国12施設)等を示している。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 調査対象火山では、関係地方公共団体のノウハウ不足などにより、施設への支援が十分に実施できておらず、避難確保計画の作成等が進んでいない状況がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 磐梯山(福島県)では、関係3市町村とも、施設に対する避難確保計画の作成支援は十分に行っておらず、いずれの施設においても避難確保計画は未作成。一方、施設側は、自ら噴火時における具体的な避難行</li> </ul>	<p>→ 総務省からの勧告を受け、連絡・連携会議等において、火山地域における取組事例(避難促進施設における避難確保計画作成の取組、避難促進施設と連携した火山防災訓練等)を共有した。</p> <p>また、「地域防災計画等の火山防災対策に係る記載事項に関する調査及び避難促進施設に関する取組状況調査」(以下「取組状況調査」という。)(注)により、令和5年9月末時点における避難促進施設の位置付けに係る検討状況に応じて、詳細に回答を収集し、課題等を把握・分析した。その上で、避難促進施設の位置付けに係る検討が未着手であった市町村を始め、避難促進施設の位置付けに関して課題を有する市町村に対して、個別にヒアリングを実施し、研修や助言等の支援を実施した。例えば、指定の基準設定に苦慮している場合は候補施設を抽出等の支援を行った。また、避難促進施設に対する避難確保計画の作成支援を行う上で、知識不足や施設の理解が得られない等の課題を有する市町村に対しては、避難確保計画作成の手引き等の活用を促すとともに他地域の取組事例を共有するほか、火山防災エキスパート制度の活用を促すなど、市町村における取組を支援している。</p> <p>(注) 全国の警戒地域の都道府県及び市町村を対象に、活火山法で定められている記載事項の地域防災計画等への記載状況と併せて避難促進施設に関する取組状況の確認のため、内閣府が年に2回実施(3月末時点及び9月末時点)している調査</p> <p>避難促進施設に対しては、令和4年度から実施している地方公共団体への火山防災訓練の実施検討支援(後述参照)の際に、訓練に参加する施設の避難確保計画の内容について確認・助言等を行った上、実施後の振り返りや計画検証を促し、実効的な避難確保計画作成を推進した。</p>

勧告事項等	内閣府が講じた改善措置状況																
<p>動の検討や避難確保計画の作成をすることはノウハウ等が無いため困難としており、行政による支援等を要望している状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 白山（石川県及び岐阜県）では、いずれの施設においても避難確保計画は作成されているが、 <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 関係施設と連携した避難誘導等を前提とした計画が作成されている一方で、相手施設側の計画では関係施設との連携について記載がないなど、有事の際に機能しないおそれがある例あり</li> <li>ii) 市町村が主体的に計画を作成したが、施設への共有等が行われておらず、施設側が避難促進施設に指定されていること自体を認識していない状況</li> </ul> </li> </ul>	<p>なお、取組状況調査から把握した避難促進施設の位置付け等の状況は図1のとおり、避難確保計画の作成状況は図2のとおりである。</p> <p>図1 警戒地域の市町村における避難促進施設の位置付け等の状況 (単位：市町村)</p> <table border="1"> <caption>図1 警戒地域の市町村における避難促進施設の位置付け等の状況 (単位：市町村)</caption> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>位置付け済み</th> <th>該当なし</th> <th>取組中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年9月</td> <td>51</td> <td>52</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>令和4年9月</td> <td>67</td> <td>67</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>令和5年9月</td> <td>64</td> <td>67</td> <td>99</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 取組状況調査の結果に基づき、内閣府が作成した。  2 警戒地域に指定されている市町村数は、同一の市町村が異なる火山の警戒地域に指定されているものもあるため、延べ数である。  また、令和3年5月の警戒地域の追加指定に伴い、対象市町村が190市町村から202市町村に増加した。  3 「該当なし」は、避難促進施設の位置付けについて検討した結果、該当する施設が市町村に存在しないものをいう。</p>	時期	位置付け済み	該当なし	取組中	令和3年9月	51	52	56	令和4年9月	67	67	79	令和5年9月	64	67	99
時期	位置付け済み	該当なし	取組中														
令和3年9月	51	52	56														
令和4年9月	67	67	79														
令和5年9月	64	67	99														

勧告事項等

内閣府が講じた改善措置状況

図2 避難促進施設における避難確保計画の作成状況

(単位：施設)



- (注) 1 取組状況調査の結果に基づき、内閣府が作成した。  
 2 避難促進施設数は延べ数である。

今後も、取組事例の共有や、取組状況調査に基づく個別のフォローアップの実施のほか、地方公共団体への火山防災訓練実施検討支援を通じた助言を行うこと等により、避難確保計画の作成や検証を促進させていく予定である。

勧告事項等	内閣府が講じた改善措置状況						
<p><b>2 避難訓練の実施状況</b> (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>内閣府は、各市町村における「避難計画」の実効性を確保するため、避難訓練の実施に係る課題等を適切に把握・分析し、その結果を踏まえ、訓練の実施が困難となっている市町村等に対して、専門的な知識やノウハウの提供、広域的な訓練の実施に係る支援など具体的な支援を実施する必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策基本法第48条第1項において、市町村長等は、法令又は防災計画に基づき、それぞれ又は他の行政機関等と共同して、防災訓練を行わなければならないとされている。</li> <li>○ また、活火山法第6条第1項第4号において、市町村防災会議は、市町村地域防災計画に「避難訓練の実施に関する事項」を定めなければならないとされている。</li> </ul> <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査対象火山の関係地方公共団体における避難訓練の実施状況を調査した結果、各火山防災協議会の主催による避難訓練や関係地方公共団体間の連携による各種の避難訓練が実施されている例など、関係機関の連携による取組がみられた一方で、 <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 住民や登山者等を含めた避難訓練に係る災害想定や計画を策定するのが難しいため、実際に活用された関係機関の連携による訓練シナリオ等を提供してほしい</li> <li>ii) 単独の市町村による訓練は専門的な知識やノウハウがないため実施</li> </ul> </li> </ul>	<p>→ 火山地域における訓練の実施に係る課題や訓練事例を収集・分析するとともに、訓練の企画及び運営等に係る知見の収集や効果的な支援手法の調査・構築を行うこと等を目的に、火山地域の特性や避難方法が異なる複数のモデル地域を対象として、下表のとおり、令和4年度から避難訓練を含む火山防災訓練の実施に係る共同検討や技術的助言の提供等の支援（以下「実施検討支援」という。）を実施している。具体的な支援内容としては、i) 訓練の企画段階において、必要な情報収集・シナリオの作成に伴う技術的助言や補助資料の提供、ii) 訓練実施段階において、訓練の運営体制に対する助言や、訓練目的やシナリオに応じた状況付与資料の作成補助、説明会の運営補助等、iii) 訓練の振り返り、訓練目的の達成状況に係る評価の補助や訓練課題の抽出に関する助言等を行っている。</p> <p>表 火山防災訓練の実施検討支援の概要</p> <table border="1" data-bbox="1124 959 1964 1233"> <thead> <tr> <th>支援対象</th> <td>都道府県、市町村、又は火山防災協議会</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援事業で対象とする訓練の種類</td> <td>訓練の形式は問わない（集合形式・オンライン形式の図上演習、総合演習など、いずれの形式でも構わない。）。</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>1. 訓練の企画に必要な情報収集・シナリオの作成支援 2. 訓練実施の支援 3. 訓練の振り返り・評価の支援</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和4年度は山梨県（富士山）及び釧路市（雌阿寒岳）を、5年度は福島県（安達太良山・磐梯山）及び大分県（鶴見岳・伽藍岳）を対象に支援を実施した。</p>	支援対象	都道府県、市町村、又は火山防災協議会	支援事業で対象とする訓練の種類	訓練の形式は問わない（集合形式・オンライン形式の図上演習、総合演習など、いずれの形式でも構わない。）。	実施内容	1. 訓練の企画に必要な情報収集・シナリオの作成支援 2. 訓練実施の支援 3. 訓練の振り返り・評価の支援
支援対象	都道府県、市町村、又は火山防災協議会						
支援事業で対象とする訓練の種類	訓練の形式は問わない（集合形式・オンライン形式の図上演習、総合演習など、いずれの形式でも構わない。）。						
実施内容	1. 訓練の企画に必要な情報収集・シナリオの作成支援 2. 訓練実施の支援 3. 訓練の振り返り・評価の支援						

勧告事項等	内閣府が講じた改善措置状況
<p>が困難である</p> <p>iii) 今後避難訓練を実施していくに当たって、専門的な知見がない中で、どの程度実効性のあるものにできるか不安がある</p> <p>など、火山災害を想定した避難訓練の実施に係る課題等を挙げるものもみられた。</p> <p>○ 内閣府では、地方公共団体等からの要請に基づいて、火山防災対応の経験がある実務者等を火山防災エキスパートとして派遣しているが、活火山法改正以降、避難訓練の企画や実施に関する支援実績としては4火山(5例)にとどまる。</p>	<p>例えば、釧路市では、雌阿寒岳の噴火を想定した釧路市防災総合訓練(令和4年11月実施)及び職員向けの図上演習(5年2月実施)の企画等への支援を実施した。同市においては、前回の噴火から10年以上が経過し、当時の防災対応等を経験した職員の減少や住民の防災意識の低下、噴火警戒レベル3以上の防災対応が未経験であることを課題として認識していたことから、火山防災エキスパートの派遣(職員向けの事前説明会兼学習会及び防災訓練における住民向け講話の計2回)を実施した。事前説明会兼学習会においては、職員の火山防災の知識や意識を高め、訓練効果を向上させることを目的に、訓練当日においては、住民に対する周知啓発を目的に、雌阿寒岳で想定される土石流等の現象や過去の他地域での火山災害事例、対応経験等に関する講話や職員との意見交換等を行った。</p> <p>山梨県においては、同県のほか、富士山の火山防災対策に携わる市町村・消防機関等の職員を対象に、噴火警戒レベル4への引き上げを想定したロールプレイング型図上演習の企画や訓練付与情報等の検討、資料作成に係る支援を行い、実効性のある避難体制の確立を図った。</p> <p>また、福島県、大分県では、行政機関に加え、避難促進施設も参加した訓練を実施し、情報伝達や施設利用者の避難誘導等の手順の確認、避難確保計画の検証を行った。</p> <p>こうした訓練等に対する具体的な支援を実施して得られた知見等も活用し、「地方公共団体等における火山防災訓練の企画・運営ガイド」(以下「ガイド」という。)(注1)及び「地方公共団体等における火山防災訓練の取組事例集」(以下「事例集」という。)(注2)を作成し、令和5年8月25日に公表した。</p> <p>(注)1 訓練の企画等に当たって検討すべき事項を整理し、検討の流れに沿って基本的な考え方やポイントなどを示したもの。基礎的な事項や考え方を学</p>

勧告事項等	内閣府が講じた改善措置状況
	<p>びながら訓練の企画等を進めることができるよう構成</p> <p>2 地方公共団体等が実施した火山防災訓練について、企画や実施の段階での悩みや課題、訓練の成果等を、火山ごとに取りまとめて掲載したもの</p> <p>また、活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の公布に際し、各都道府県知事宛てに政策統括官（防災担当）通知を発出し、国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるため、新たに規定された「火山防災の日」における防災訓練等の実施について、都道府県内市町村に周知するよう依頼した。</p> <p>このほか、火山防災協議会の構成機関の地方公共団体職員等を対象に開催した「防災訓練に係るグループ会合」（令和6年3月13日オンライン開催・118人の申込み）では、訓練の目的・手法といった基礎的な事項に関する講義を行ったほか、大分県、福島県を始めとした5団体の訓練事例を共有するなど、訓練の実施促進を図った。</p> <p>今後は、総務省の追加調査結果も参考にしつつ、火山防災訓練の実施検討支援や、ガイド及び事例集の内容拡充を行うとともに、火山防災エキスパートの派遣や各種会合における取組事例の共有等を通じ、市町村等の取組が更に進むよう支援の充実化を図る。</p>